

高 崎 市 立地適正化計画



高崎市
TAKASAKI CITY



令和 2 年 3 月 策 定
(令和 7 年 3 月一部改定)

はじめに

高崎市立地適正化計画は、急激な人口減少・少子高齢化の進行を背景に、持続可能なまちづくりを推進するため、居住や都市機能の誘導によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成を目指し、令和2（2020）年3月に策定・公表したものです。

このたび、気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害を背景に、防災・減災に向けた取り組みとして「防災指針」を定めるとともに、高崎市都市計画マスタープランの改定に伴う都市づくりの方針などの修正、また策定後5年を経過したことによる本計画の中間評価と見直しなどの改定を行いました。主な改定内容は以下のとおりです。

ポイント①：防災指針の作成

【第5章 防災指針（51～73頁参照）】

- 災害に強いまちづくりと都市のコンパクト化を併せて進めるため、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけました。

ポイント②：都市計画マスタープランの改定に伴う修正

【第2章 立地適正化計画の基本的な方向（6～11頁参照）】

- 社会経済情勢の変化、本市を取り巻く環境の変化を踏まえて、令和7（2025）年3月の都市計画マスタープランの改定に伴い、都市づくりの方針や将来都市構造など内容の修正を行いました。

ポイント③：中間評価による見直し

【第4章 居住誘導区域（45、46頁参照）】

- 当初計画策定以降に変更された災害レッドゾーン・イエローゾーンを踏まえて、図面を更新しました。

【第6章 計画遂行に向けた取り組み（75～83頁参照）】

- 都市機能、居住誘導区域への都市機能や居住の誘導をさらに促進するため、誘導施策を一部修正しました。

【第7章 計画の目標及び評価（87、88頁参照）】

- 当初計画で設定した目標指標による効果について、中間評価と見直しを行った結果を更新しました。

目 次

第1章 立地適正化計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と目的 ----- 1
- 2 高崎市立地適正化計画の位置づけ ----- 4

第2章 立地適正化計画の基本的な方向

- 1 都市づくりの方針 ----- 6
- 2 将来都市構造 ----- 8

第3章 都市機能誘導区域

- 1 都市機能誘導区域設定及び誘導施設の基本的方針 ----- 12
- 2 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定 ----- 21
- 3 都市計画区域外での拠点づくり ----- 37

第4章 居住誘導区域

- 1 居住誘導区域設定の基本的方針 ----- 38
- 2 居住誘導区域の設定 ----- 40

第5章 防災指針

- 1 防災指針の概要 ----- 51
- 2 災害リスク分析及び課題の抽出 ----- 52
- 3 防災まちづくりの取組方針 ----- 66
- 4 取り組み及びスケジュール ----- 71
- 5 計画の進捗管理 ----- 73

第6章 計画遂行に向けた取り組み

- 1 誘導施策等の方針 ----- 74
- 2 届出制度 ----- 84

第7章 計画の目標及び評価

- 1 計画策定の目標 ----- 86
- 2 計画策定の評価・見直し ----- 89

資料編

資料 1 高崎市の現況

1 都市の変遷 -----	90
2 人口動向 -----	92
3 生活利便施設の概況 -----	98
4 公共交通の概況 -----	104

資料 2 数値目標の算定根拠

-----	105
-------	-----

参考資料

1 計画策定の経緯 -----	112
2 高崎市立地適正化計画策定協議会の概要 -----	113
3 用語の解説	